

「多重債務問題改善プログラムの実施状況」に関する報告(平成20年度)の概要

骨格

ヒアリング

有識者会議において、多重債務者対策の現場の状況及び直面する問題等について6回にわたりヒアリングを実施。

⇒ ヒアリングの結果を踏まえ、現状把握・課題抽出

フォローアップ

平成20年度のプログラムの実施状況について、関係省庁への調査を実施。

⇒ プログラムの進捗状況のチェックと平成21年度以降予定されている取組みを整理

ヒアリングやフォローアップを踏まえ、今後関係者が重点的に取り組むべき事項について報告

今後重点的に取り組むべき事項の概要

<総論>

- 「多重債務問題改善プログラム」の施策については、全体として着実に進められている。
- 一方、世界的な金融・資本市場の混乱や景気後退に伴い、生活者や中小・零細企業を取り巻く状況は厳しいものとなっていること等を踏まえ、国、地方自治体及び関係団体においては、以下の個別事項を含む諸般の対策に努めるとともに、相互の連携を一層緊密なものとしていくことが重要。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

▽ 相談窓口については、全ての都道府県で、多重債務相談窓口が整備されており、市区町村でも、約90%に相談窓口が整備されているなど、進捗が見られる。今後も引き続き相談窓口の充実を図っていくことが必要。

<今後重点的に取り組むべき事項>

- ①財務局等、都道府県、市区町村の連携強化
- ②各都道府県の多重債務者対策本部（協議会）のメンバー拡大
- ③事業者向けの相談窓口の整備
- ④相談員に対する研修・情報等の提供の充実
- ⑤多重債務相談窓口と他部局、他機関との連携

2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

▽ セーフティネット貸付制度については、消費者向けとしては生協による取組み等が、事業者向けとしては再生プロセスにある事業者に対する融資制度の拡充等が進んでおり、今後、一層の充実・強化が望まれる。特に、中小・零細企業向けのセーフティネット貸付制度の拡充を図っていくことが必要。

<今後重点的に取り組むべき事項>

- ①消費者向けセーフティネット貸付けを積極的に行っている生協等の資金調達手段の多様化
- ②生活者等向けセーフティネット貸付けにおける協同組織金融機関の役割
- ③生活福祉資金貸付、労働金庫の自治体提携融資など、既存のセーフティネット制度の広報
- ④セーフティネット貸付資金の円滑な循環に向けた取組み

3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

▽ 金融経済教育については、高等学校学習指導要領が改訂されるなど、高校生等に対する金融経済教育の強化は進められている。今後は、成人等をターゲットとした金融経済教育にも注力していくことが必要。

<今後重点的に取り組むべき事項>

- ①大学生、成人向けの金融経済教育の充実・強化
- ②相談窓口の相談員の金融知識の向上

4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

▽ ヤミ金については、増加の防止や手口の多様化への対応等の取組みを今後も引き続き実施していくことが重要。

<今後重点的に取り組むべき事項>

- ①ヤミ金増加の防止
- ②手口の多様化に対応した取締りの強化

5. その他

- ①改正貸金業法の内容の周知・徹底を図る観点から、様々な媒体を活用した広報活動を推進するなど、完全施行に向けて所要の準備が進められていくことが必要。
- ②多重債務問題は、失業対策及び各種社会保障施策等の社会政策や中小・零細事業者対策等とも密接に関連する問題であり、多重債務対策を消費者庁の重要な任務と位置付け、今秋にも設立される消費者庁の関与やそのために必要な体制を含め、内閣一体としての取組が可能となるよう検討を行うことが必要。
- ③関係者においては、多重債務者等を取り巻く定性的・定量的データのさらなる収集に努めるとともに、その分析を通じて、多重債務問題の現状を的確に把握し、その解決に向けて一層の推進が図られていくことが必要。